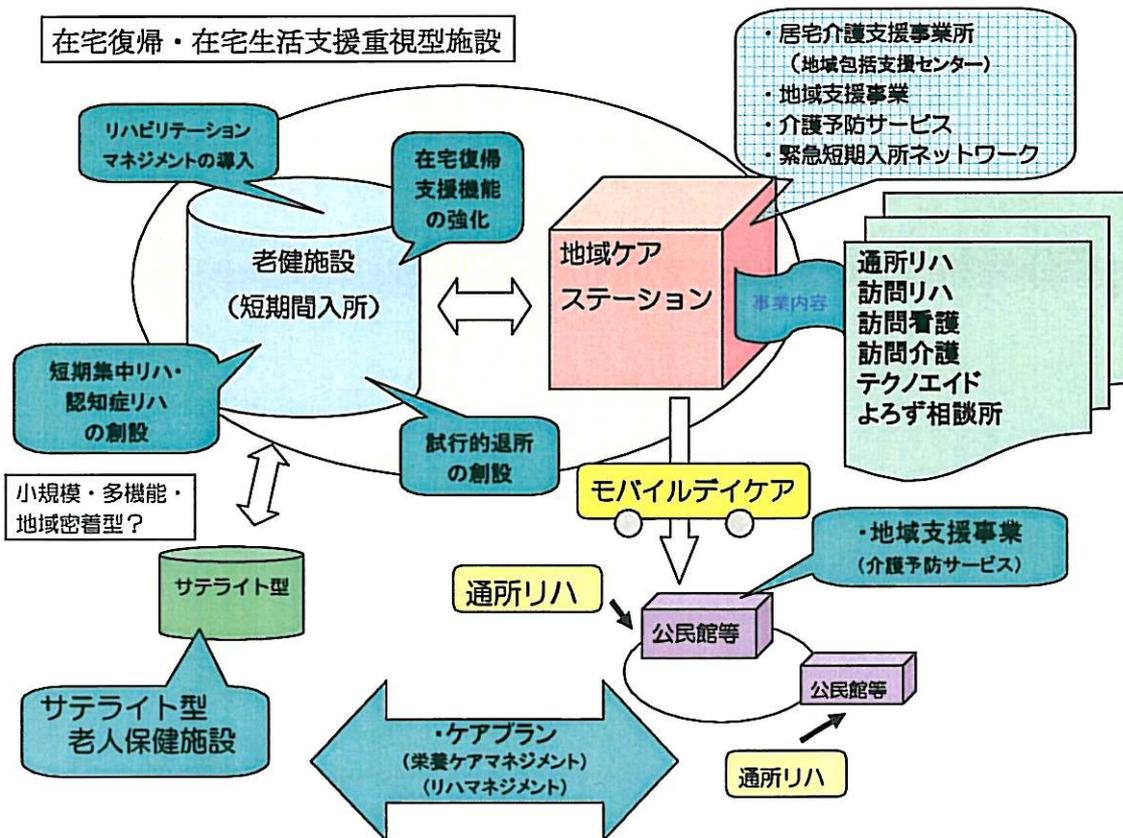


# モバイルデイケア (巡回型通所リハビリテーション) の実現に向けて

## I 今求められている介護保険サービス

平成 18 年度から開始された新たな介護保険制度では、介護予防の推進や地域社会でのサービス基盤の強化に向けて「地域密着型サービス」と「介護予防特定高齢者施策（地域支援事業）」の2つが創設されました。しかし、地域密着型サービスの内容については、リハビリテーションサービスの提供が不足しており新たなサービスの創設が期待されているほか、介護予防特定高齢者施策についても、介護予防や機能改善の効果が期待できるサービス内容の確立が求められています。

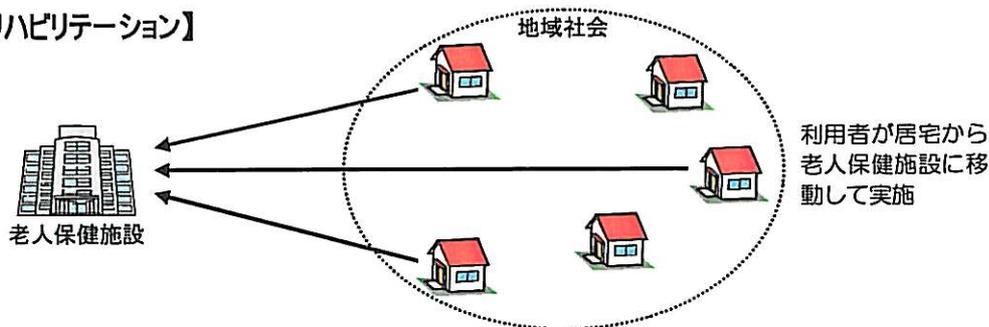
一方、介護老人保健施設は、在宅復帰を目指した入所やリハビリテーションサービス等を通して高齢者の介護予防や在宅生活への支援を担っており、施設が有するリハビリテーション機能の活用による地域ケアステーションとして、その役割はより一層重要になるものと考えられます。



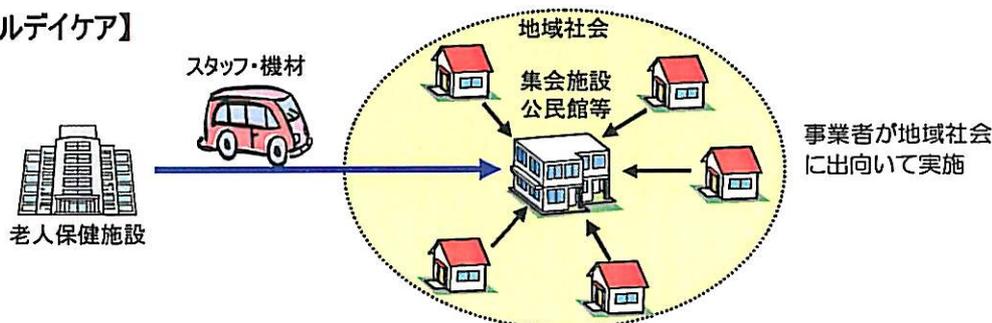
## II モバイルデイケア(巡回型通所リハビリテーション)とは

モバイルデイケアは、通常、介護老人保健施設等で実施している通所リハビリテーション（デイケア）を、施設への通所が困難な山間部や離島等（介護拠点のない地域や高齢者の居宅からサービス提供機関まで距離的・時間的に通所が困難な地域）の施設を会場に、スタッフや機材を現地に移動して、地域の中でリハビリテーションサービスを提供しようとするものです。

### 【通所リハビリテーション】



### 【モバイルデイケア】



全老健では、平成 17 年度に長野県・長崎県・熊本県の山間部や離島の3か所で、モバイルデイケアの試行的事業を各 10 回（週 1 回）実施しました。

### 平成 17 年度試行的事業の実施概要

実施場所	長野県南佐久郡川上村	長崎県壱岐市（大島、長島）	熊本県球磨郡五木村
実施期間	平成 17 年 12 月 ～平成 18 年 3 月	平成 18 年 1 月 ～平成 18 年 3 月	平成 17 年 12 月 ～平成 18 年 3 月
実施会場	秋山公民館	大島 大島僻地保健福祉館 長島 長島老人憩いの家	五木村保健福祉 総合センター
実施人数	75～90 歳 11 名	大島 65～70 歳 10 名 長島 65～70 歳 15 名	72～89 歳 8 名
スタッフ構成	医師、看護師、OT、PT、介護福祉士、支援相談員	医師、看護師、ケアマネジャー、PT、補助職員	医師、看護師、OT、PT
備考	全員に送迎 民生委員 1～2 名参加	第 5 回のみ栄養士参加	役場協力による送迎 保健師 1～2 名参加

### III モバイルデイケアの効果・期待

#### 1. 心理社会的改善効果

参加者本人や家族の心理面の改善、身体機能の向上による介護者の負担軽減

●心理社会的改善効果



#### 2. 通所リハビリテーションの補完機能

地域内高齢者の状況把握を促進、参加者の移動の負担軽減、地域社会との緊密化、参加者同士の感情・人間関係の安定化

送迎風景



リハビリ終了後の談話



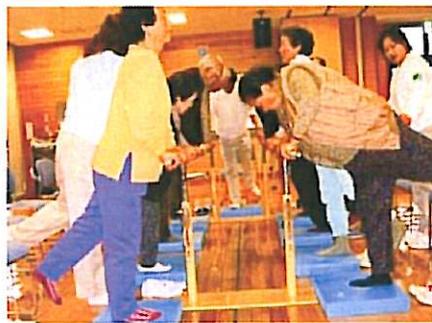
#### 3. 地域密着型サービスの補完機能

介護老人保健施設が有するリハビリテーション機能を活用したサービスの提供

足裏刺激



バランスマットでの下肢伸展運動



#### 4. 地域の状況や対象者に合わせた柔軟な体制での実施

多職種でのチーム編成による対象者の状態に応じた幅広いサービスの提供、実施を通じた関係機関や団体等の連携体制の構築を促進



## IV モバイルデイケアの課題

平成 17 年度の試行事業によって見えてきた課題もあります。これらの課題は平成 18 年度において検証を進めていきます。

### ①対象事業の設定

モバイルデイケアは実施対象を柔軟に設定することが可能です。ただし、対象者によって事業や財源が異なるため、以下の4通りの設定方法が考えられます。

- 要介護・要支援認定者を対象として介護保険事業として実施
- 特定高齢者を対象として地域支援事業における介護予防事業として実施
- 全ての高齢者を対象として、老人保健福祉事業として実施
- 各事業の組み合わせ実施

### ②対象地域の設定

モバイルデイケアは地域社会の中に会場を設けて実施するため、実施対象地域を設定する必要があります。対象地域の設定について、以下の4点が重要と考えられます。

- 需要の有無
- 実施会場として利用可能な施設の有無
- 短時間で巡回が可能な会場の設定が可能であること
- 地元市町村や保健師、民生委員等による支援の有無

### ③サービスの効果検証

サービスの効果を明らかにするために、以下の2点の検証が必要と考えられます。

- 参加者に効果が表れるために必要な期間
- 評価項目(生活機能、運動機能、心理面の変化等)

### ④実施体制

実施体制として、必要な人材、器材、初期投資等の検証が必要と考えられます。

## V 事業化に向けてのさらなる検証へ

全老健は本試行的事業を継続的に実施することにより、今後もリハビリテーションサービスを必要とする高齢者にとってより利用しやすく、より効果が高いモバイルデイケアの事業化に向けた情報収集や検証を進めてまいります。そのために、平成 18 年度も対象地域を拡充した実施を検討しています。

東京都港区芝 2-1-28 成旺ビル 7 階 〒105-0014  
社団法人全国老人保健施設協会  
電話 03(3455)4165 FAX03(3455)4172 Email:info@roken.or.jp

平成 17 年度老人保健事業推進費等国庫補助事業 モバイルデイケア(巡回型通所リハビリテーション)の試行的事業班  
委員:山田和彦、梅田三智代、武原光志、平川博之、宮原みゆき